

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、タクシー乗務員として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、交差点を右折する際に、対向する直進車両と衝突して負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C病院に受診し、また、同月〇日、D医療センターに受診し、更に翌〇日、E病院に転医し、「頸椎椎間板ヘルニア」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は本件災害によるものであり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間（以下「本件期間」という。）について、療養内容などからその全期間において休業が必要な状態であったとは認められないとして、実診療日〇日分を休業補償給付の対象として支給し、その余の日については支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人からの本件期間に係る休業補償給付の請求に対し、実診療日〇日分を休業補償給付の対象として支給し、その余の日については不支給とした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件期間中及び本件期間経過後の症状等について、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、次のとおり述べている。

ア 本件期間中の症状等

平成〇年〇月以降の治療は、診察と薬の処方箋をもらうだけで、治療内容が変わることはなかった。処方されている薬の種類や量の変更もなし。

平成〇年〇月から同年〇月までの症状は、同年〇月から薬を変えてもらい、少しましになったかなという程度。同年〇月から同年〇月までの症状は、以前の〇か月に比べて全く変わらず、めまいの頻度、強さや頭痛などの各症状も全く改善されなかった。

本件期間で、E病院に行ったのは、同年〇月〇日のみである。この間、症状の変化はなかった。

イ 本件期間経過後の症状等

平成〇年〇月〇日又は〇日より営業職として就職し、歩合制で就労している。

平成〇年〇月〇日以降については、左手の状況も変わっていないし、めまいの頻度も変わっていない。めまいの強さは、先ほど述べたとおり薬が強く

なったために少しだけ楽になっている。自分でめまいが出る予兆がわかることがあるため、あらかじめ安静にしてやり過ごすこともある。

(2) 上記(1)から、請求人の症状等については、①平成〇年〇月に強い薬に変更されて少しだけ楽になったが、その〇か月後を始期とする本件期間中は、めまいの頻度、強さや頭痛などの各症状も全く改善されず、症状の変化はなく、②症状固定となった本件期間経過後も左手の状況も変わっていないし、めまいの頻度も変わっていないとするが、③本件期間を経過した約〇か月後には、歩合制の営業職として就職しており、④自分でめまいが出る予兆がわかるため、あらかじめ安静にしてやり過ごすというコントロールもできることが認められる。

(3) また、本件期間に係る休業の必要性について、主治医であるF医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において「特になし。」と述べており、また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け業務上外等に関する意見書において、①受診日が〇日のみであること、②本件期間の症状が変わらないこと、③主治医意見書(平成〇年〇月〇日付け)によると休業の必要性は「特にない」との意見が認められることから、本件期間の療養は服薬のみが認められる状態であり対症療法に移行していると判断され、本件期間の全期間において療養のために休業が必要であるとは認められないと述べている。

(4) これらを勘案すると、当審査会としては、請求人の本件傷病は、平成〇年〇月〇日の時点において、すでに症状固定の状態にあったものであり、同日以降は、療養のため労働することができない状態であったとは認められないものと判断する。したがって、本件期間の全期間において療養のための休業が必要だったとする請求人の主張は認められない。

(5) なお、再審査請求は、原処分に対する救済手段として認められるものであり、裁決によって請求人にされた原処分を不利益に変更することはできないと解されるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付の支給に関する処分は取り消す限りではない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を一部支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。